

仙 台 市 農 政 推 進 協 議 会 要 綱

(昭和55年4月 市長決裁)

(設置)

第1条 農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため、仙台市農政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の農政の将来構想及び基本方針に関すること
- (2) 検討委員会の設置並びにこれらの所掌事務の範囲に関すること
- (3) その他農政推進のための重要事項に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、仙台市副市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 別表第1に掲げる組織が推薦する者
 - (3) 前号に定めるもののほか、農政に関し知識又は経験を有すると市長が認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会長は、委員である仙台市副市長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(検討委員会)

第5条 協議会に市の農政の将来構想、基本方針等に関する重要事項を調査検討させるため、必要に応じ検討委員会を設置することができる。

- 2 検討委員会の委員は、学識経験者、関係機関若しくは関係団体の役職員又は市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 検討委員会の委員の任期は、協議会から付託された事項の検討が終了したときまでとする。
- 4 検討委員会の組織及び運営に関しては、会長が協議会に諮って定める。

(資料提出その他の協力)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局の職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求める。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、経済局農林部農林企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附則（昭和61年5月改正）

この改正は、昭和61年5月15日から実施する。

附則（昭和62年11月改正）

この改正は、昭和62年11月26日から実施する。

附則（昭和63年4月改正）

この改正は、昭和63年4月1日から実施する。

附則（平成5年11月改正）

この改正は、平成5年11月30日から実施する。

附則（平成8年4月改正）

この改正は、平成8年4月1日から実施する。

附則（平成8年12月改正）

この改正は、平成8年12月16日から実施する。

附則（平成9年4月改正）

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附則（平成10年3月改正）

この改正は、平成10年3月2日から実施する。

附則（平成10年4月改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附則（平成10年6月改正）

この改正は、平成10年6月2日から実施する。

附則（平成11年3月改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附則（平成11年8月改正）

この改正は、平成11年8月2日から実施する。

附則（平成12年3月改正）

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附則（平成13年6月改正）

この改正は、平成13年6月19日から実施する。

附則（平成13年9月改正）

この改正は、平成13年9月26日から実施する。

附則（平成14年4月改正）

この改正は、平成14年4月25日から実施する。

附則（平成15年4月改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成15年8月改正）

この改正は、平成15年8月1日から実施する。

附則（平成16年4月改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附則（平成16年 7 月改正）

この改正は、平成16年 7 月 9 日から実施する。

附則（平成17年 4 月改正）

この改正は、平成17年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成18年 4 月改正）

この改正は、平成18年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成19年 4 月改正）

この改正は、平成19年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成21年 4 月改正）

この改正は、平成21年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成24年 4 月改正）

この改正は、平成24年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成27年 6 月改正）

この改正は、平成27年 6 月 1 日から実施する。

附則（平成28年 4 月改正）

この改正は、平成28年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成29年 4 月改正）

この改正は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 2 年 4 月改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 5 年10月改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和 5 年10月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 9 月30日までとする。

附則（令和 6 年 3 月改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 9 月改正）

この改正は、令和 6 年 9 月 1 日から実施する。

附則（令和 7 年10月改正）

この改正は、令和 7 年10月 1 日から実施する。

別表第 1 （第 3 条第 1 項第 2 号関係）

	組織名	推薦者数
1	仙台市議会	2 名
2	仙台市農業委員会	1 名
3	仙台農業協同組合	1 名
4	仙台市土地改良区連絡協議会	1 名
5	特定非営利法人仙台・みやぎ消費者支援ネット	1 名
6	仙台農業協同組合女性部	1 名
7	みやぎ生活協同組合	1 名